



島根県報

平成17年 8 月 5 日 (金)
第 1,698 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(障害者福祉課)	1
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(")	1
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(")	2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	2
県営土地改良事業の工事の完了	(")	3
大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定に基づく意見の概要	(経営支援課)	3
特別警戒水位の設定	(河川課)	4
廃川敷地等の発生	(")	5

公 告

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
警察官及び交通巡視員用合・冬ワイシャツの製造請負に係る一般競争入札の実施	(警察本部)	6
島根県警察本部が使用する権限を有する自動車の任意保険加入契約に係る一般競争入札の実施	(")	7

特定調達公告

初動警察活動支援システム賃貸借契約に係る一般競争入札の落札者等	(警察本部)	9
---------------------------------	--------	---

告 示

島根県告示第875号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成17年 8 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 ごうばら	居宅介護	ふれあいサービスごうばら 訪問介護事業所	出雲市国富町1209	平成17年 7月25日

島根県告示第876号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第17条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成17年 8 月 5 日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 ごうばら	居宅介護	ふれあいサービスごうばら 訪問介護事業所	出雲市国富町1209	平成17年 7月25日
社会福祉法人 つわの福祉 会	短期入所	特別養護老人ホーム シル バーリーフつわの	鹿足郡津和野町大字後田ロ 126	平成17年 7月25日

島根県告示第877号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成17年8月5日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 ごうばら	居宅介護	ふれあいサービスごうばら 訪問介護事業所	出雲市国富町1209	平成17年 7月25日
社会福祉法人 つわの福祉 会	短期入所	特別養護老人ホーム シル バーリーフつわの	鹿足郡津和野町大字後田ロ 126	平成17年 7月25日

島根県告示第878号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年8月5日

島根県知事 澄田信義

隠岐郡隠岐の島町南北土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 福浦 直愷 隠岐郡隠岐の島町北方1556番地
- 藤田 一志 隠岐郡隠岐の島町南方1155番地
- 石田 政次 隠岐郡隠岐の島町南方924番地
- 高井 章 隠岐郡隠岐の島町北方1254番地
- 森脇 幸男 隠岐郡隠岐の島町北方283番の5
- 金阪 幸彦 隠岐郡隠岐の島町北方870番地
- 高宮 昭司 隠岐郡隠岐の島町南方1131の1番地

監事

- 遠藤 義光 隠岐郡隠岐の島町北方428番地2
- 宮本 憲 隠岐郡隠岐の島町北方1324番地2

2 就任年月日

平成17年 5 月20日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 中地 猛 隠岐郡隠岐の島町南方1441番地 4
- 金坂 幸彦 隠岐郡隠岐の島町北方268番地 4
- 福浦 直懂 隠岐郡隠岐の島町北方1556番地
- 敷水 晋作 隠岐郡隠岐の島町南方1248番地
- 吉田 昌作 隠岐郡隠岐の島町南方541番地
- 高井 章 隠岐郡隠岐の島町北方1254番地
- 森脇 幸男 隠岐郡隠岐の島町北方283番の 5
- 長田 孝雄 隠岐郡隠岐の島町北方1721番の 2
- 平井 昭 隠岐郡隠岐の島町北方267番地 3

監事

- 上川 晃一 隠岐郡隠岐の島町北方276番地
- 安部 清 隠岐郡隠岐の島町南方991番地

島根県告示第879号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成17年 8 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
大原地区農道事業（県営土地改良総合整備事業）	平成14年 3 月15日
大原地区用排水施設事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成16年 7 月12日
大原地区区画整理事業（県営土地改良総合整備事業）	平成 9 年 2 月24日
大原地区客土事業（県営土地改良総合整備事業）	平成 9 年 2 月24日
大原地区暗渠排水事業（県営土地改良総合整備事業）	平成 6 年 3 月25日

島根県告示第880号

平成17年島根県告示第232号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づき意見を述べたので、同条第6項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成17年 8 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ1128番地112外

2 意見の概要

駐車場の出入口の位置並びに来客への案内経路及びその表示方法を、周辺の交通渋滞及び交通安全に配慮して検討すること。

3 縦覧場所

益田市企業誘致・振興課（益田市常盤町1番地1号）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第881号

水防法（昭和24年法律第193号）第13条第2項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、次のとおり特別警戒水位を定めたので、告示する。

平成17年8月5日

島根県知事 澄田信義

水系	河川名	区 域		観測所名	観測所所在地	特別警戒水位 (メートル)
		左 岸	右 岸			
斐伊川	斐伊川 (幹川)	雲南市三刀屋町上熊谷 (新引野橋)から雲南 市木次町下熊谷1912番 の2地先まで	雲南市木次町西日登 (新引野橋)から雲南 市木次町新市2025番地 先まで	日登	雲南市木次町西 日登	3.10
斐伊川	赤川	雲南市大東町大東869 番の1地先(神田橋) から斐伊川への合流点 まで	雲南市大東町大東7番 地先(神田橋)から斐 伊川への合流点まで	町上	雲南市加茂町加 茂中	5.10
斐伊川	三刀屋川	雲南市三刀屋町古城 1203番の5地先(坂山 橋)から斐伊川への合 流点まで	雲南市三刀屋町三刀屋 390番の1地先(三刀 屋新大橋)から斐伊川 への合流点まで	坂山橋	雲南市三刀屋町 三刀屋	3.00
斐伊川	飯梨川	安来市広瀬町布部(上 布部橋)から安来市赤 江町(河口)まで	安来市広瀬町布部(上 布部橋)から安来市東 赤江町(河口)まで	大渡	安来市広瀬町川 平	2.80
				飯梨橋	安来市赤江町	4.60
斐伊川	伯太川	安来市伯太町井尻(母 里界)から安来市安来 町(河口)まで	安来市伯太町井尻(福 富川合流点)から安来 市安来町(河口)まで	弘鶴橋	安来市伯太町東 母里	2.80
				安来大橋	安来市安来町	2.30
斐伊川	意宇川	松江市大草町(郡市 界)から松江市竹矢町 (河口)まで	松江市大草町(郡市 界)から松江市竹矢町 (河口)まで	出雲郷	東出雲町出雲郷	3.10
神戸川	神戸川	出雲市馬木町から出雲 市西園町(河口)まで	出雲市馬木町から出雲 市大社町湊原(河口) まで	馬木	出雲市馬木町	4.50
静間川	静間川	大田市川合町(善性寺 前)から大田市静間町 (河口)まで	大田市川合町(善性寺 前)から大田市静間町 (河口)まで	川合橋	大田市川合町	2.60
				八日市橋	大田市長久町	2.70
静間川	三瓶川	大田市大田町(日の出 橋)から大田市静間町 (静間川合流点)まで	大田市大田町(日の出 橋)から大田市静間町 (静間川合流点)まで	神田橋	大田市大田	2.40

下府川	下府川	浜田市上府町（府中橋）から浜田市下府町（河口）まで	浜田市上府町（千代松原橋）から浜田市下府町（河口）まで	府中橋	浜田市上府	4.70
浜田川	浜田川	浜田市相生町（三宮橋）から浜田市港町（河口）まで	浜田市黒川町（三宮橋）から浜田市殿町（河口）まで	浜田大橋	浜田市殿町	1.70
周布川	周布川	浜田市内村町（松本橋）から浜田市津摩町（河口）まで	浜田市内村町（松本橋）から浜田市日脚町（河口）まで	中場	浜田市穂出	3.00 (浜田市吉地町地内の周布川左岸の川沿いについては、2.70)
三隅川	三隅川	那賀郡三隅町三隅（399地先）から那賀郡三隅町古市場（河口）まで	那賀郡三隅町三隅（杉の森橋）から那賀郡三隅町奏浦（河口）まで	三隅	三隅町三隅	5.30
益田川	益田川	益田市七尾町（堀川橋上流）から益田市中須町（河口）まで	益田市染羽町（八坂橋）から益田市久城町（河口）まで	染羽	益田市染羽町	2.40
高津川	津和野川	津和野町後田（幸橋）から津和野町後田（尾曾部橋）まで	津和野町森村（幸橋）から津和野町寺田（JR 鉄道橋）まで	町田	津和野町町田	3.70

島根県告示第882号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県松江土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年 8 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 河川の名称
一級河川斐伊川水系朝酌川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年 8 月 5 日
- 3 廃川敷地等の位置
松江市西川津町字原ノ前4398番
松江市西川津町字原ノ前4399番
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 643.51平方メートル

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年8月5日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

隠岐郡隠岐の島町今津原392 - 1 外 6 筆

面積 4,421.69平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

隠岐郡隠岐の島町今津1509番地

白鳥神社

代表役員 米澤壽重

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年8月5日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 入札の内容

(1) 入札の件名

警察官及び交通巡視員用合・冬ワイシャツの製造請負

(2) 入札案件の仕様及び数量等

男性警察官用合・冬ワイシャツ 島根県警察仕様 1,232着

女性警察官（交通巡視員）用合・冬ワイシャツ " 30着

（詳細仕様は、入札説明書による。）

(3) 納入期限

平成17年10月7日（金）

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

(5) その他

郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

2 入札参加資格

(1) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者名簿の営業種目大分類「10繊維類」、中分類「(1)被服」に登録された者であること。

(2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

- (3) 島根県内に本店又は営業所を有するものであること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852 - 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年 8 月 5 日から 8 月15日までの間（土曜、日曜及び休日を除く。）、上記 3 の(1)の場所において交付する。
ただし、交付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年 8 月18日（木）午後 2 時

イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階入札室

ウ 開札 即時開札

- (4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成17年 8 月10日（水）午前10時

イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階入札室

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

ア 平成17年 8 月16日午後 4 時までに「入札にあたり提出する書類」を提出すること。

イ 「入札にあたり提出する書類」は、入札説明書による。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) その他

詳細は入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成17年 8 月 5 日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 入札の内容

(1) 入札の件名

島根県警察本部が使用する権限を有する自動車の任意保険加入契約

(2) 任意保険加入台数

592台

(3) 入札案件の仕様書等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 自動車保険に加入する期間(契約期間)

平成17年9月1日午後4時から平成18年9月1日午後4時まで

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 島根県税を滞納していない者であること。

(4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 保険業法(平成7年法律第105号)又は、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)、その他の法律に基づき、損害保険業の免許又は自動車共済事業の承認、許可等を受けている者であること。

(6) 島根県内においては、松江圏域、出雲圏域、浜田圏域及び益田圏域に営業所(支店、支社及び営業所等名称は問われないが代理店は除く。)を有し、自動車保険加入契約締結後、当該自動車保険加入自動車の事故発生時に迅速に対応できる体制を備えている者であること。

なお、各圏域は次のとおりである。

松江圏域：松江市、安来市、雲南市、八束郡、仁多郡、隠岐郡

出雲圏域：出雲市、大田市、簸川郡、飯石郡、邇摩郡

浜田圏域：浜田市、江津市、那賀郡、邑智郡

益田圏域：益田市、鹿足郡

また、島根県外においても同様に事故発生時に迅速に対応できる体制を整えている者であること。

(7) 保険金支払余力比率(*ソルベンシーマージン比率)が400%以上の者であること。

*保険業法施行規則第86条及び87条の規定に基づき求めた比率

(8) 自動車保険加入契約締結後の加入自動車に異動(新規加入、廃車等)があった場合の保険料の精算(保険料の支払い等)方法について、契約期間中2回(3月及び9月)の一括精算を行う者であること。

(9) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに応札仕様書を提出した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852-26-0110 内線2235~2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

本公告の日から平成17年8月11日までの間、上記3の(1)の場所において交付する。

(交付時間は土、日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年8月17日(水)午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階入札室

ウ 開札 即時開札

(4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成17年 8 月 9 日 (火) 午前10時

イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階入札室

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第22号) 第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第372号) 第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則 (平成 7 年島根県規則第83号) 第 9 条の規定により公示する。

平成17年 8 月 5 日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 件名

初動警察活動支援システム賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町 8 番地 1

3 落札者を決定した日

平成17年 7 月 8 日

4 落札者の氏名及び住所

住信・松下フィナンシャルサービス株式会社 中国支店 山陰事務所

島根県松江市袖師町 2 - 32

5 落札金額

140,742,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成17年 5 月27日

